

令和8年度むつ市自動運転実証運行事業業務委託

仕様書

むつ市内の一部地域

むつ市

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、むつ市（以下、「発注者」という。）が業務委託する令和8年度むつ市自動運転実証運行事業業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は、持続可能な地域公共交通システムの構築や、市民の生活利便性の向上と移動格差の解消等を図るため、自動運転レベル4の移動サービスの社会実装に向けて、レベル2の自動運転車両により、積雪路等における実証運行を行うとともに、運行時の動作検証や課題の抽出及び分析、アンケート調査等を踏まえ、レベル4の移動サービスの社会実装に向けた提案を行うことを目的とする。

(業務委託期間)

第3条 現時点で想定する本業務における業務委託期間は、契約締結の日から令和9年2月28日までとするが、現時点で地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の公募要領が未公表であるため、その内容及び採択結果により、業務委託期間は変更となる場合がある。この場合、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

(対象区域)

第4条 本業務における対象区域は、むつ市内の一部地域とする。

(準拠する法令等)

第5条 本業務は、本仕様書のほか、次の各号に掲げる関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1)道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (2)道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- (3)道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- (4)道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (5)道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）
- (6)道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- (7)交通の方法に関する教則（平成6年国家公安委員会告示第3号）
- (8)道路法（昭和27年法律第180号）
- (9)道路法施行令（昭和27年政令第479号）
- (10)道路法施行規則（昭和27年建設省令第29号）
- (11)道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (12)道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- (13)道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (14)自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

- (15)自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き（国土交通省）
- (16)公道での自動運転の申請に関する手引き（国土交通省）
- (17)自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（警察庁）
- (18)むつ情報公開条例（平成10年条例第1号）
- (19)むつ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）
- (20)その他関係法令、規定、通達等

(業務担当者)

第6条 受注者は、本業務の実施にあたり、業務の円滑な進捗と品質の確保を図るため、次の各号に掲げる担当者を配置するものとする。

(1)総括責任者

類似業務の実績を有するとともに作業内容に精通した者であり、かつ、類似業務の進捗管理等の経験を有する者とする。なお、実務担当者との兼務は不可とする。

(2)実務担当者

各種調査や協議等を行う者として実務担当者を複数名配置し、このうち2名以上は類似業務の実績を有するとともに作業内容に精通した者とする。

(3)技術者

類似業務の実績を有する車両設定等の作業内容に精通した者を1名以上配置するものとする。

2 受注者は、本業務の実施中、前項第1号及び第2号に掲げる担当者をむつ市内に常駐させることが望ましい。その場合、常駐する期間や人数等については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。また、発注者との円滑な連絡調整のため、連絡窓口の明確化や連絡手段の設定等、容易に連絡が取れる体制を構築し、発注者の承認を得るものとする。

(提出書類)

第7条 受注者は、本業務の着手及び完了にあたって、次の各号に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

- (1)委託業務着手届
- (2)委託業務工程表
- (3)業務実施計画書
- (4)業務実施体制表
- (5)総括責任者、実務担当者等選任届（類似業務の経歴等付記）
- (6)委託業務完了届
- (7)業務報告書
- (8)成果品納品書
- (9)その他、発注者が必要と認める書類

(貸与資料)

第8条 発注者は、本業務に必要な次の各号に掲げる資料を受注者に貸与するものとする。

(1)過年度事業における成果品	1式
(2)過年度事業におけるリスクアセスメント結果、走行データ	1式
(3)運行ルート及び停留所に係るG I Sデータ	1式
(4)その他必要な資料	1式

(業務の指示、監督及び工程管理)

第9条 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者が定める監督員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

2 受注者は、発注者との業務上の打合せ事項について打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するとともに、その内容について確認を受けなければならない。

(安全管理)

第10条 受注者は、本業務の実施にあたり、業務担当者及び自動運転車両利用者の安全の確保について、適切な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第11条 本業務の実施中に第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、並びに被害状況等を発注者へ正確かつ速やかに報告するものとする。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、本業務の実施中に知り得た事項及び内容全般について、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。

2 個人情報を取り扱う場合は、むつ市個人情報の保護に関する法律施行条例に則り、その内容の保護に努めるものとする。

3 個人情報を含む資料の貸与は、安全に資料の授受を行うため、L G W A N – A S P サービスによるデータ転送サービスを利用し、資料の提供を受けるものとする。

(業務の完了)

第13条 受注者は、本業務を完了した時には、委託業務完了届、業務報告書、成果品納品書及び成果品を提出し、完了検査を受けるものとする。なお、検査の結果、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格を持って完了とする。

(成果品の納入先)

第14条 本業務の成果品納入先は、むつ市政策推進部交通政策課とする。

(成果品の管理及び帰属)

第15条 本業務における成果はすべて発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受ければ複製することや他への公表、貸与をしてはならない。また、受注者において管理することが望ましい成果品については、協議の上、保管証等の提出により受注者が管理するものとする。

(データの消去)

第16条 受注者は、本業務により作成されたデータ等を業務完了後にはすべて消去しなければならない。ただし、発注者が特に保管管理を指示したデータについては、この限りではない。この場合、受注者は保管証等を発注者に提出しなければならない。

(瑕疵等)

第17条 受注者は、本業務の完了後においても、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が確認された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正、その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第2章 業務内容

(作業計画)

第18条 受注者は、本業務の円滑な実施のため、契約締結後、業務着手前に詳細な作業計画を立案し、適切な実施体制の構築及び自動運転車両等の手配・調達に関する準備を行い、実施計画書として取りまとめた上で、発注者の承認を得るものとする。

(打合せ協議)

第19条 本業務における打合せ協議は、着手時と完了時に実施するほか、月末時点の進捗管理のため、月次報告として協議を行うものとする。また、必要に応じ、隨時協議を行うものとする。なお、着手時と完了時は対面による打合せを原則とするが、それ以外の協議における日程や実施方法については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

(自動運転車両の調達)

第20条 受注者は、本業務の実施にあたり、次の各号に掲げる事項をすべて満たす自動運転車両を1台調達するものとする。

- (1)走行中に自動運転と手動運転を切り替えることが可能な自動運転システムを備えた車両であること。
- (2)自動運転レベル2以上での走行が可能であり、かつ将来的に車両整備等により自動運転レベル4での走行が可能であること。
- (3)空調設備が完備されていること。
- (4)乗車定員は10人～15人程度とすること。
- (5)以下と同等以上の機能を持った遠隔監視システムが搭載されていること。

- イ 車両に搭載したカメラによる車両内外の遠隔監視
 - ロ 緊急時における車内との通話
 - ハ 緊急時の発進や停車等の車両の遠隔制御
 - ニ 走行中の車両の速度や位置等のリアルタイム情報の遠隔把握
- (6)自動運転車両の保管場所は、発注者と受注者が協議の上決定すること。
- (7)車両事故に備え、準備開始から実証運行終了までの期間中、損害賠償保険（対人、対物、人身傷害、施設賠償、生産物賠償（施設・建物等））に加入すること。
- (8)走行に必要な燃料の供給施設は、受注者が自動運転車両の規格に適合する施設を確認及び確保し、また、燃料費は受注者の負担とする。
- (9)調達した自動運転車両にラッピング等の装飾を施すこととし、装飾に係る費用は受注者の負担とする。

（関係機関との協議並びに手続き等）

第21条 受注者は、本業務の実施にあたり、次の各号に掲げる事項について関係機関等との協議並びに必要な申請を行うものとする。また、関係機関等との折衝を要する場合、または折衝を受けた場合は、発注者の指示に従い対応するものとし、発生する全ての経費は受注者の負担とする。

(1)駐停車合意の公示

乗合自動車の停留所における自動運転車両の停車のため、道路交通法第44条の規定による合意の公示に関し、当該業務を所管する機関並びに関係のある者等との協議及び合意の取得を行い、公示に必要な書類等を提出すること。

(2)関係機関との協議

公安委員会や道路管理者との協議及び調整を行い、自動運転車両の運行に支障が生じないようにすること。

(3)関係事業者との協議等

運行ルート及び停留所の位置が競合する交通事業者との協議及び調整を行い、自動運転車両の運行に支障が生じないようにすること。

(4)地域コミッティ関係事業者との協議等

レベル4自動運転移動サービスの関係許認可取得に向けた協議及び調整を行うため設置するむつ市レベル4モビリティ・地域コミッティへの参画並びに資料作成等の運営支援及び必要な報告書等を作成すること。

（走行準備等）

第22条 受注者は、本業務の実施にあたり、次の各号に掲げる自動運転車両の走行を実施するために必要な事前調査を行い、運行ルートを設定し、運行が可能な状態にするものとする。

(1)現地調査

自動運転車両の走行にあたり、運行ルート上の必要な情報を収集すること。

(2)電波測定

運行ルート上における電波の受信感度を確認すること。

(3)業務実施体制の構築

運行の実施に必要な技術者の配置、遠隔監視システムの導入等の実施体制を構築すること。

(4)その他

必要に応じ、高精度3Dマップなどを作成し、運行ルートを設定すること。

2 受注者は、地域住民への周知及び利便性向上を図るため、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)ポスター、チラシ、看板の作成

次条に掲げる運行計画を明示したポスターを50部、チラシを5,000部それぞれ作成する。また、前項各号に掲げる調査のため、自動運転車両の走行を伴う場合は、調査期間を含む運行期間を明示する看板を10基～20基作成し、地域住民に周知する。なお、ポスター、チラシ、看板の設置場所は、受注者において検討し、発注者と協議の上、決定するものとする。

(2)停留所の設置及び維持管理

自動運転車両の利用希望者の利便性向上を図るため、停留所を10台～20台製作の上、設置することとする。また、停留所のデザイン及び設置方法については、視認性や強風等による転倒防止といった安全性に配慮したものとし、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

なお、運休時のお知らせや強風等による転倒防止、冬季間の除雪等、設置後の停留所の維持管理については、受注者において行うこととする。

(3)乗車予約システムの構築

自動運転車両への利用希望者の乗車予約を可能とするため、予約システムを構築する。なお、予約システムの提供方法は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

(4)その他

受注者は、前各号までに掲げる事項のほか、自動運転車両の利用促進につながる取組として必要と思われる事項を提案し、発注者と受注者が協議の上、実施することができるものとする。

(運行計画)

第23条 受注者は、次の各号に掲げる内容で運行計画を作成後、発注者と協議の上決定し、自動運転車両の運行を実施するものとする。なお、自動運転技術に対する社会受容性向上のため、運行にあたってはむつ市中心部における回遊性向上を考慮し、運行ルート及びダイヤを設定することとする。

(1)運行期間

冬季間を含む90日間とする。

なお、この期間には走行設定等に要する日数は含まないが、車両の保守点検に要する日数を含めるものとする。

(2)運行ルート及び停留所

別紙を基準とし、前条第1項第1号及び第2号に掲げる調査の結果等を踏まえ、発注者と受注者が協議の上、変更することができるものとする。

(3)運行ダイヤ

前条第1項第1号に掲げる調査結果を踏まえ、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

(4)オペレーター及び遠隔監視員

受注者は、走行に必要な資格を有する担当者を配置する。

なお、将来的な地元事業者による自動運転車両の運行を見据え、ジェイアールバス東北株式会社、下北交通株式会社、有限会社むつ車体工業を参画させることとする。

(運休)

第24条 受注者は、次の各号に掲げる理由においてのみ、自動運転車両を運休することができるものとする。なお、車両の保守点検のための計画運休にあたっては、あらかじめ発注者と協議し、突発的な運休にあたっては、速やかに発注者へ報告するものとする。また、この場合、受注者においてその内容を記録し、発注者に報告書を提出することとする。

(1)車両の保守点検

車検等の定期点検等により、自動運転車両が運行できない場合

(2)災害の発生、または天候の悪化等

災害の発生、または天候の悪化等により、自動運転車両の運行が危険もしくは困難となる場合

(3)交通規制等

運行ルート上における工事などの交通規制等により、自動運転車両が運行できない場合

(4)車両不調

自動運転車両の不調により、自動運転車両の走行ができない場合

(5)その他

その他、突発的な事象等によりやむを得ない場合

(事故対応)

第25条 受注者は、事故の発生により自動運転車両の運行を中断したときは、当該車両に乗車している旅客の保護に関して、適切な処置をするとともに、速やかに発注者に報告するものとする。また、受注者においてその内容を記録し、発注者に事故報告書を提出することとする。

(自動運転レベル4の社会実装に向けた提案)

第26条 受注者は、本市でのレベル4の社会実装に向けて、信号機の協調や路上カメラ等の導入について、本業務で得た走行データ等の情報を分析した上で実施内容を検討し、レベル4の社会実装までの工程表も併せて発注者に提案するものとする。

(報告書の作成)

第27条 受注者は、次の各号に掲げる事項を含む業務報告書を作成し、発注者に提出するものとする。

(1)成果報告書

本事業において収集したデータ、安全性、利便性、社会受容性、将来性、経営面、地域の移動手段としての代替性・補完性等に関する検証結果及び走行環境や実証運行時に発生した課題について整理し、前条に掲げる内容も明記した成果報告書を作成することとする。

(2)自動運転車両の利用者数の報告

自動運転車両の利用者数を1日ごとに発注者に報告することとし、その方法については発注者と協議の上、決定するものとする。また、運行期間終了後には、1日ごとの便別の利用者数及び停留所別の乗降客数を取りまとめた報告書を作成することとする。

(3)走行データ等の報告

本業務において収集した走行データ等について、報告書を作成することとする。

(成果品)

第28条 本業務の成果品及び部数は次の各号に掲げるとおりとする。

(1)業務報告書（前条各号に掲げる報告書を含む）（A4版）	2部
(2)業務完了までの会議録、協議記録及び関係資料	一式
(3)上記(1)及び(2)のデータを格納した電子記録媒体（CD-R又はDVD-R）	一式
データは、PDF及び加工可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint）の両方を格納するものとする。	
(4)業務のため作成した3Dマップデータ	一式
(5)その他、発注者が必要と認めた資料	一式

(その他)

第29条 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

- (1)本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2)本業務の実施に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても受注者の負担とする。
- (3)本業務により得られた成果品及び資料、情報等は発注者に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。
- (4)本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理することとする。
- (5)本業務は、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）を活用して実施することを想定していることから、同補助金交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。

(疑義)

第30条 本仕様書に定めるもののほか、本業務に関し疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

別紙 運行ルート及び停留所



国土地理院地図を加工して作成